

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理及び専決事項の報告について

1 川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解嘱に係る教育長の臨時代理

学校名	選出区分	委 嘱 【新 委嘱期間】	解 職 【旧 委嘱期間】
上丸子小学校	地域住民	小笹 勝章 【H29. 4. 8～H31. 3. 31】	渡部 伸子 【H28. 4. 1～H31. 3. 31】
上丸子小学校	地域住民	高橋 友紀 【H29. 4. 8～H31. 3. 31】	—
金程小学校	保護者	高橋 千鶴 【H29. 4. 17～H31. 3. 31】	小林 陽子 【H28. 4. 1～H31. 3. 31】
金程小学校	保護者	八幡 千春 【H29. 4. 17～H31. 3. 31】	桑折 三重 【H28. 4. 1～H31. 3. 31】

《臨時代理を行った理由》

平成29年4月6日に開催された教育委員会の時点で委員変更についての報告が間に合わず、また、いずれの学校も今年度第1回目の学校運営協議会が4月の上旬から中旬に設定され、第1回学校運営協議会に間に合わせるため。

2 川崎市学校運営協議会委員設置校における当該委員の任免

学校名	選出区分	任 【新 任命期間】	免 【旧 任命期間】
上丸子小学校	教職員	—	國廣 隆之 【H28. 4. 1~H31. 3. 31】
上丸子小学校	教職員	杉浦 孝弘 【H29. 4. 8~H31. 3. 31】	森 成夫 【H28. 4. 1~H31. 3. 31】
金程小学校	教職員	三浦 恵子 【H29. 4. 17~H31. 3. 31】	石渡 みさ子 【H28. 4. 1~H31. 3. 31】

根拠法令：「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第5号

【資料】

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」（抜粋）

「川崎市学校運営協議会規則」（抜粋）

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- （1） 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。
- （2） 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。
- （3） 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- （4） 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- （5） 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。
- （6） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- （7） 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。
- （8） 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関すること。
- （9） 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。
- （10） 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- （11） 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- （12） 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。
- （13） 通学区域の設定又は変更を行うこと。
- （14） 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。
- （15） 教科用図書の採択を行うこと。
- （16） 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。
- （17） 重要な表彰に関すること。
- （18） 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。
- （19） 公文書の開示請求等に関すること。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

(教育長の専決事項)

第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決することができる。

- (1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関すること。
- (2) 委員会が指定する請願等に関すること。
- (3) 審査請求に対する決定以外の公文書の開示請求等に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。
- (5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、川崎市学校運営協議会規則（平成18年教育委員会規則第2号）第6条第1項第3号及び第4号に規定する委員の任期途中での任免に関すること。

2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速やかに委員会に報告しなければならない。

川崎市学校運営協議会規則（抜粋）

(委員の任命)

第6条 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 当該指定学校の校長
 - (4) 当該指定学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。